

子どもを虐待から守る条例に基づく 推進計画（仮称）

【中間案】



令和7年12月
三重県

目 次

第1章 計画の策定の考え方	1
(1) 計画策定の背景	1
(2) 計画策定のポイント	2
(3) 計画の位置づけ	2
(4) 計画の期間	2
(5) 当事者である子どもの意見の把握	3
(6) 児童虐待とは	3
 第2章 児童虐待を取り巻く県内の状況と課題	4
(1) 児童虐待相談対応件数の年次推移	4
(2) 児童虐待相談種別の年次推移	4
(3) 被虐待児童の年齢の年次推移	5
(4) 児童虐待相談対応の経路別件数の推移	5
(5) 児童相談所の一時保護(一時保護委託を含む)の相談事由別件数の 年次推移	6
(6) 児童相談所の一時保護と一時保護委託の件数の推移	6
(7) 児童相談所一時保護所、委託保護先での保護日数の推移	7
 第3章 基本理念	8
 第4章 施策の具体的な展開	9
<総論>	9
(1) 子どもの権利擁護の取組の推進	9
(2) 通告の徹底や支援の仕組みづくり	12
 <未然防止>	13
(3) 妊娠期から子育て家庭への切れ目のない支援	13
(4) 虐待予防のための子どもの安全確認の強化	20

＜早期発見・早期対応＞	21
（5） 虐待のおそれのある子どもの安全確認・安全確保の強化.....	21
（6） 子どもを守る地域ネットワークづくり	23
＜保護及び支援＞	25
（7） 一時保護をした子ども等の権利擁護の推進.....	25
（8） 一時保護をした子ども等への支援強化	29
（9） 一時保護解除時等の子どもの安全確保	32
（10） 社会的養護経験者の自立支援の強化	33
＜体制整備＞	35
（11） 警察、医療機関との連携体制の強化.....	35
（12） 児童相談所職員等の専門性の向上.....	36
（13） 子ども虐待防止啓発	39
第5章 計画の総合的・効果的な推進に向けて	40
（1） 推進体制	40
（2） 計画の推進.....	40

第1章 計画の策定の考え方

(1) 計画策定の背景

○児童虐待相談対応件数は全国的に増加傾向にあり、本県においても平成30年度以降2,000件を超える高い水準で推移し、令和4年度は過去最多の2,408件にも上っていた最中、令和5年5月、本県の児童相談所が関与していた児童の死亡事例が発生しました。

○同事例を受け、「三重県児童虐待死亡事例等検証委員会」が立ち上げられ、同委員会から本県に対して「体制づくり」「関係機関との連携」「人材育成(研修)」を課題とする提言が出されました(令和6年3月)。本県では、再発防止に向けて取組を開始していましたが、検証委員会の提言をふまえ、その取組についてより一層の強化が必要となりました。

○令和4年の児童福祉法の改正(令和6年4月1日施行)により、子どもの権利擁護の取組をさらに推進するため、一時保護や措置決定時等における子どもの意見聴取等について義務化されるとともに、市町において、全ての妊産婦と子育て世帯、子どもを対象とした母子保健と児童福祉の一体的な相談支援の実現に向けて、こども家庭センターの設置が求められました。

○県では、「三重県子ども条例」の施行から10年以上が経過し、いじめや不登校など困難を抱える子どもの増加や、子どもの権利を侵害する事例が発生するとともに、子どもを取り巻く環境も大きく変化していることから、こども基本法及び国のこども大綱の内容もふまえ、「三重県子ども条例」を改正しました(令和7年4月1日施行)。

○こうした情勢の変化や、第三者による検証委員会からの提言により課題とされた「体制づくり」「関係機関との連携強化」「人材育成(研修)」の3つの視点から、通告等に係る対応等を定めるなど、現場の具体的な行動指針となる実行性を伴う「子どもを虐待から守る条例」を改正しました(令和7年7月1日施行)。

○本計画は、改正した「子どもを虐待から守る条例」第25条において、新たに子どもの虐待防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を定めるとした規定に基づき、虐待の未然防止、早期発見・早期対応、保護及び支援、体制整備等を図り、子どもの権利擁護の視点に立って、子どもが安全に安心して暮

らしていける社会の実現に向けて、子どもと家庭を支える取組をさらに推進していくために定めるものです。

(2)計画策定のポイント

改正「子どもを虐待から守る条例」の体系に基づき、本計画において、児童虐待の未然防止から体制整備まで、市町及び関係機関等とともに、子どもや子育て家庭への三重県全体ワンチームとなった支援をめざします。

県がめざす「ワンチーム」とは、県内において子どもや子育て家庭に関わる全ての機関が、子どもの最善の利益と子育て家庭への支援を共通の目的意識とし、主体的に機能し合う、切れ目のない協働体制を指します。

総論	(1)子どもの権利擁護の取組の推進 (2)通告の徹底や支援の仕組みづくり
未然防止	(3)妊娠期から子育て家庭への切れ目のない支援 (4)虐待予防のための子どもの安全確認の強化
早期発見・ 早期対応	(5)虐待のおそれのある子どもの安全確認・安全確保の強化 (6)子どもを守る地域ネットワークづくり
保護及び 支援	(7)一時保護をした子ども等の権利擁護の推進 (8)一時保護をした子ども等への支援強化 (9)一時保護解除時の子どもの安全確保 (10)社会的養護経験者の自立支援の強化
体制整備	(11)警察、医療機関との連携体制の強化 (12)児童相談所職員等の専門性の向上 (13)子ども虐待防止啓発

(3)計画の位置づけ

○改正条例で新たに規定した施策を中心として、「三重県社会的養育推進計画」「健やか親子いきいきプランみえ」等の関連計画のうち、児童虐待防止施策に資する取組も加えて整理します。

(4)計画の期間

○本計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とし、計画の進捗状況をふまえ、見直しを行います。なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて見直しを行います。

(5)当事者である子どもの意見の把握

子どもの権利擁護や一時保護をした子どもへの支援の強化の参考とするため、一時保護所に保護されている子どもに対するアンケート等により、子どもの意見等の把握に努めます。

(6)児童虐待とは

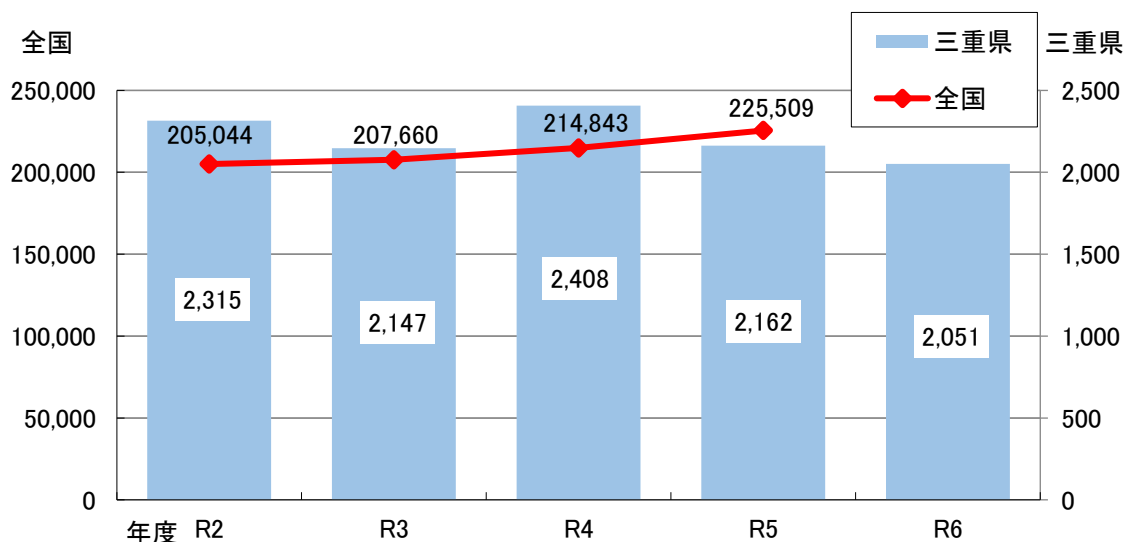
児童虐待については、「児童虐待の防止等に関する法律」第2条に定義されており、保護者が子どもに対し、以下のような行為を行うことをいいます。

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティックバイオレンス:DV)、きょうだいに虐待行為を行う など

第2章 児童虐待を取り巻く県内の状況と課題

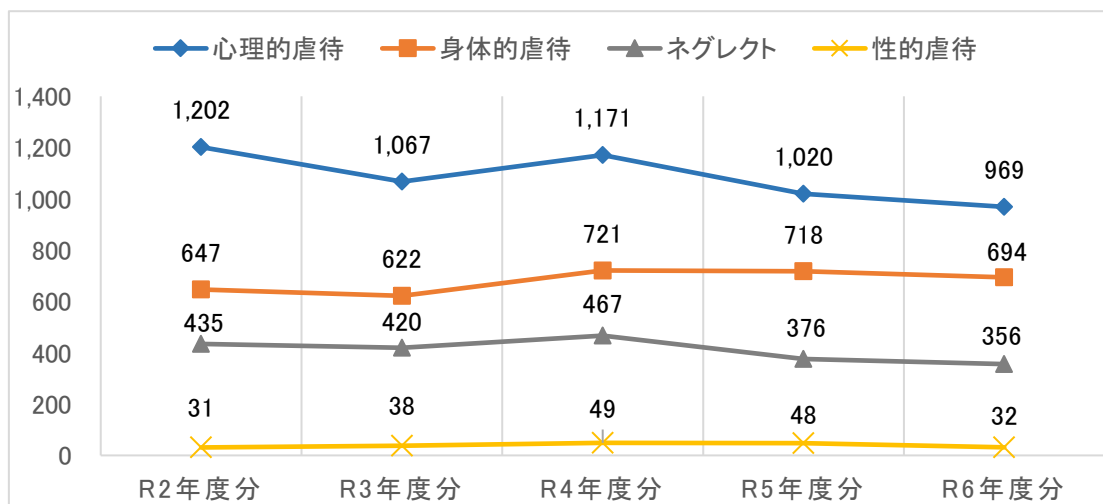
(1) 児童虐待相談対応件数の年次推移

県内の児童相談所(中央、北勢、鈴鹿、伊賀、南勢志摩、紀州)における児童虐待相談対応件数は、依然として 2,000 件を超える水準が続いています。



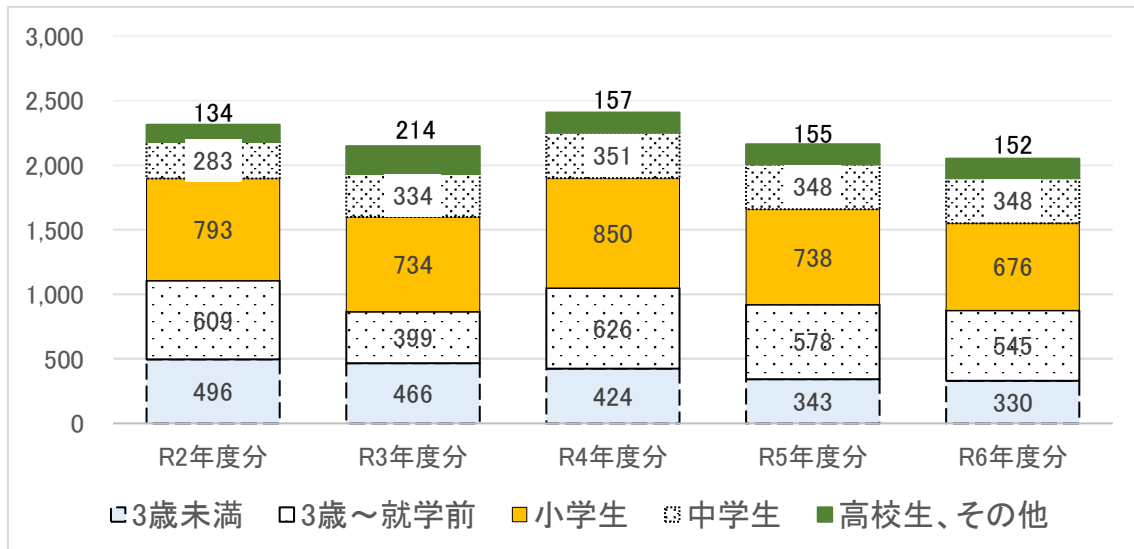
(2) 児童虐待相談種別の年次推移

児童虐待相談の種別では、「心理的虐待」の件数が最も多く、そのうち、子どもが同居する家庭における配偶者等に対する暴力を目撃する事例(面前DV)の通告が約半数を占めています。



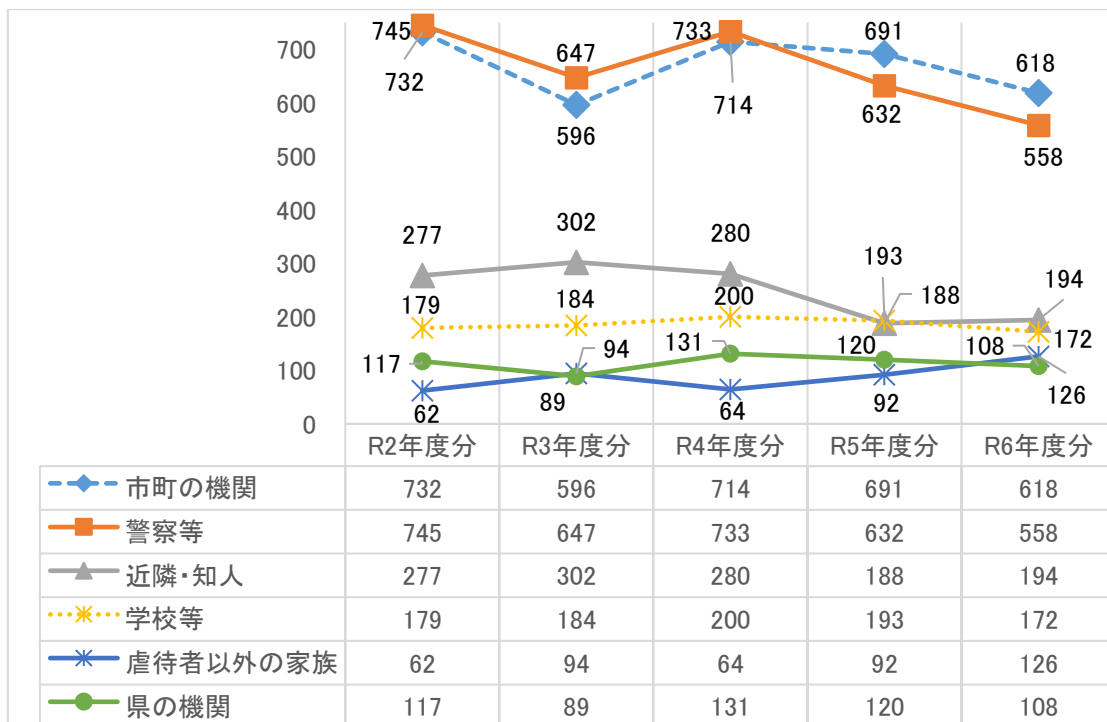
(3)被虐待児童の年齢の年次推移

年齢別で見ると、3歳未満の件数は全体の約1.5割、6歳未満までの件数は約4割の水準で推移しています。全国においては、心中以外の虐待死では0歳児が約7割と最も多く、うち約半数が0日児となっています。

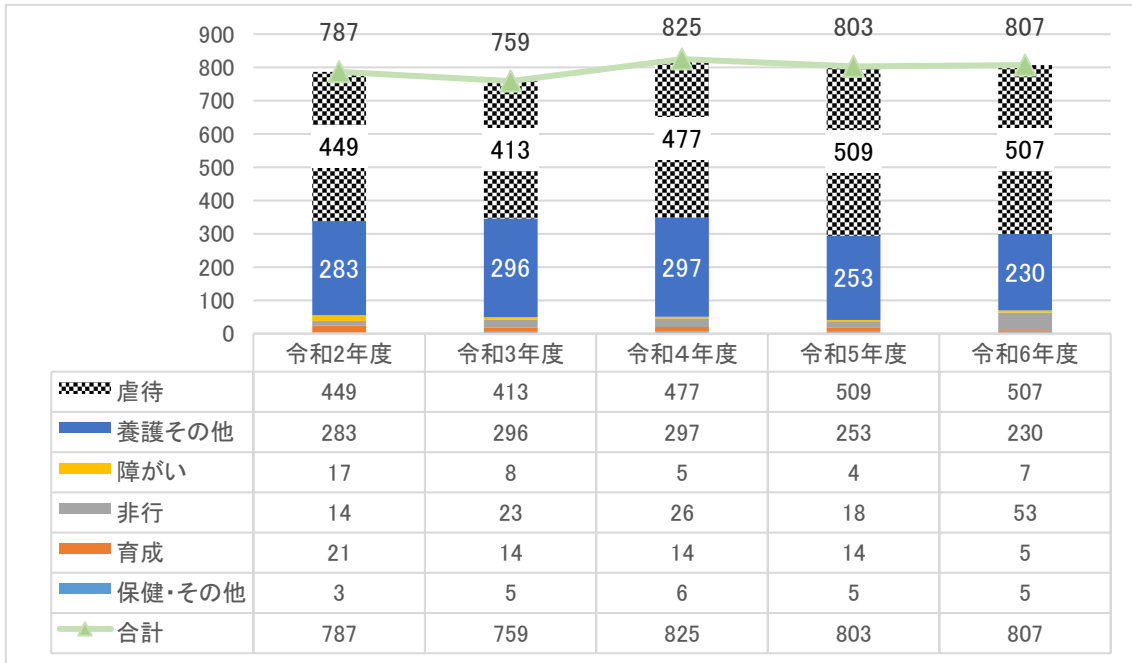


(4)児童虐待相談対応の経路別件数の推移(上位6位)

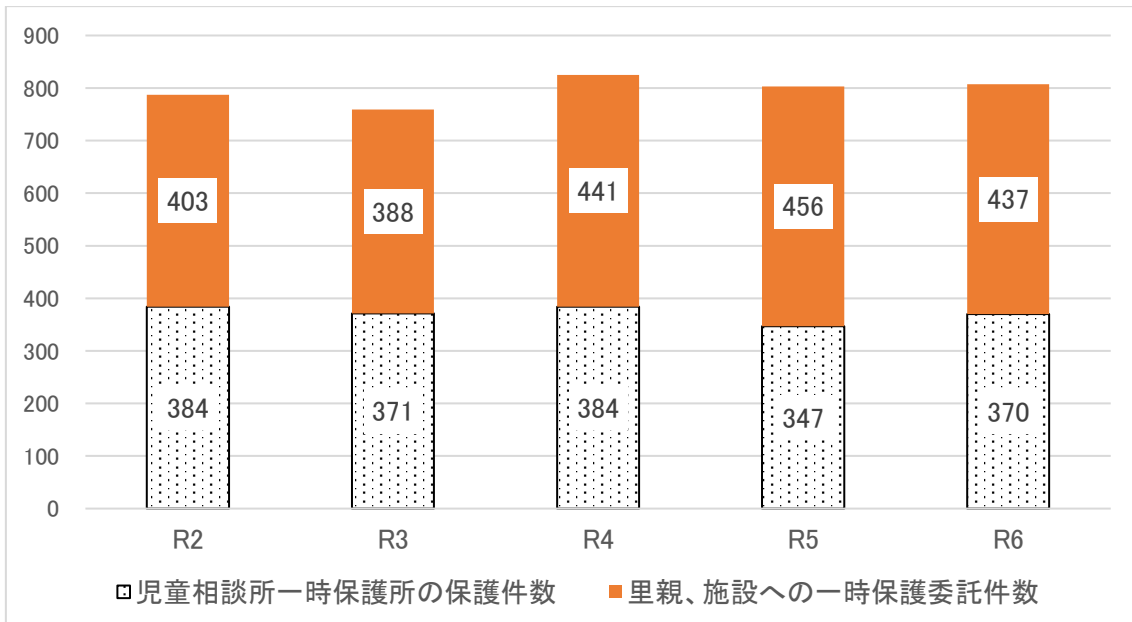
児童相談所への児童虐待相談の通告経路においては、市町の機関、警察等が最も多くなっています。「市町の機関」については、市町のこども家庭センター等の児童福祉主管課からの通告となっています。



(5)児童相談所の一時保護(一時保護委託を含む)の相談事由別件数の年次推移
虐待を含む、家庭での養育が困難な状況にある「養護相談」が9割を占めています。

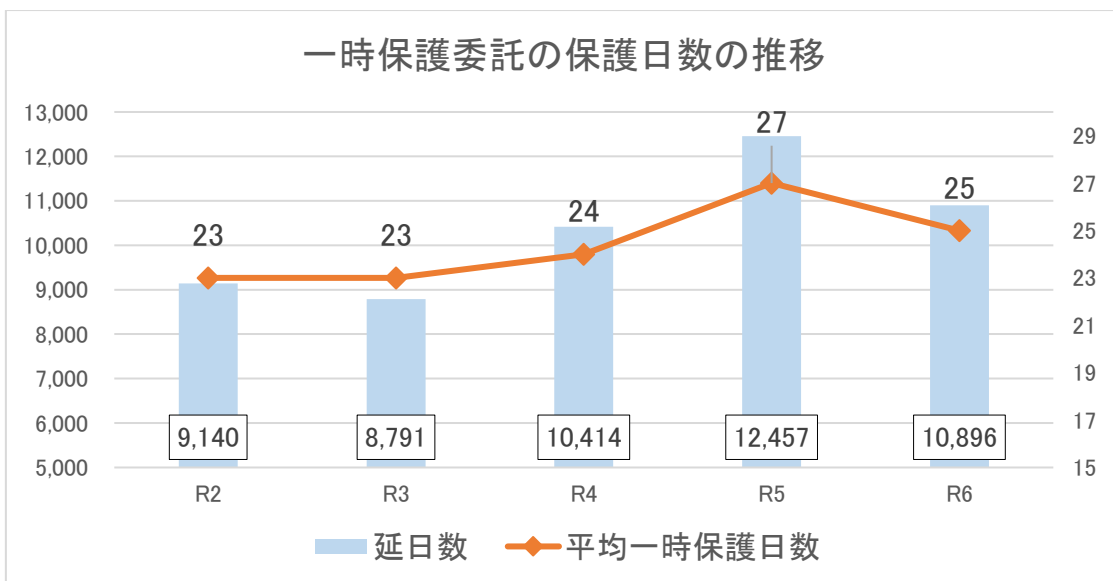
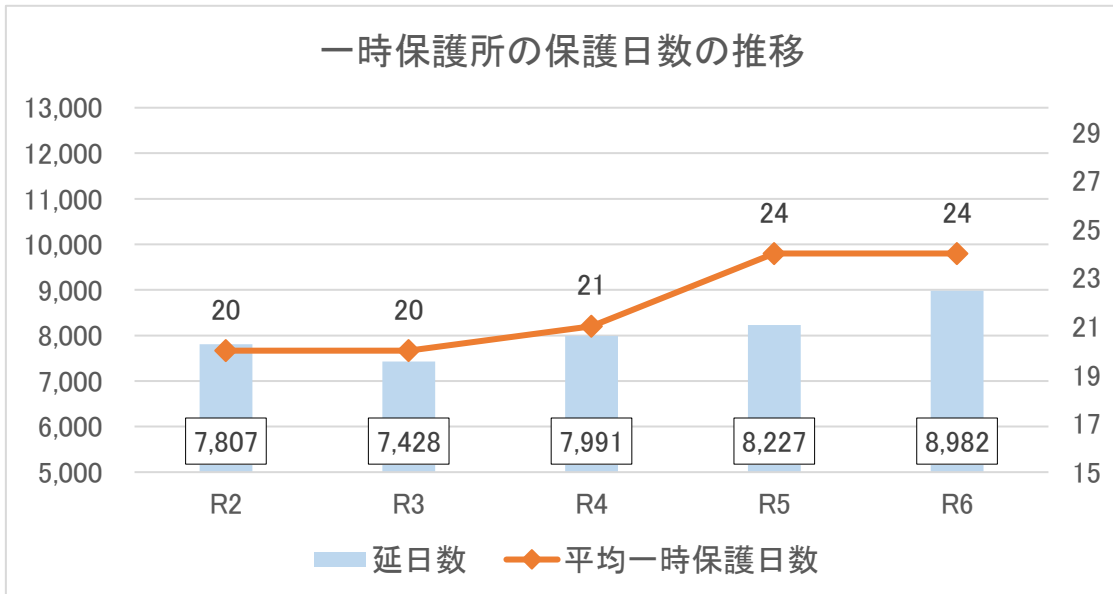


(6)児童相談所の一時保護と一時保護委託の件数の推移
一時保護のうち、約半数以上が里親、施設へ一時保護を委託しています。



(7)児童相談所一時保護所、委託保護先での保護日数の推移

一時保護所にかかる平均保護日数は、一人あたり 24 日～25日となっています。



第3章 基本理念

令和4年改正児童福祉法及び令和7年改正三重県子ども条例の趣旨をふまえ、子どもが権利(「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」などさまざまな権利。)の主体であることを常に念頭におき、子どもの安全・安心の確保のため、「子どもが、心も身体も傷つけられることなく、安全に安心して暮らせる社会をめざす」という理念を県民と共有し、市町及び関係機関と連携し、支援を必要とする子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期の予防的な支援から、子どもが自立するための支援まで切れ目のない支援を提供するとともに、保護者による児童への虐待の防止、虐待の連鎖の解消を図ります。

<めざす社会の姿>

子どもが、心も身体も傷つけられることなく、
安全に安心して暮らせる社会をめざす

第4章 施策の具体的な展開

総論

未然防止

早期発見・早期対応

保護及び支援

体制整備

<総論>

(1) 子どもの権利擁護の取組の推進

<これまでの取組>

○子どもを虐待から守るためには、県民が虐待の未然防止等について理解することが大切であることから、「子どもを虐待から守る条例」において、毎年 11 月を子ども虐待防止啓発月間として定めており、子どもの虐待防止の普及啓発を推進しているところです。

○具体的な取組としては、公益財団法人三重こどもわかもの育成財団との共催事業として、県立みえこどもの城において、オレンジリボンキャンペーンを実施しています。期間中、パネル展示、子どもたちの声を募集・展示する企画、キックオフイベント等を開催しています。

○県及び各市町の庁舎等では、子ども虐待防止を願うオレンジ色の短冊などを吊るした「オレンジリボンツリー」を一斉展示するなど、地域全体での虐待防止啓発を実施しています。

○その他、関係機関や民間団体からの依頼に応じて職員を研修講師として派遣し、子どもの虐待防止に向けた意識の向上や啓発に努めています。

<現状・課題>

○令和4年改正児童福祉法において、子どもの権利擁護の推進が位置づけられ、また、子どもの権利を保障し、全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安全に安心して暮らすことができる社会の実現に必要な基本的事項を整備した改正三重県子ども条例(令和7年 4 月 1 日施行)の理念にのっとり、改正子どもを虐待から守る条例は、子どもを虐待から守るという児童虐待防止分野の実効的な施策を規定する条例であることを位置づけました。

➤「子どもの権利」の理解を促進することが必要です。

○民法改正(令和4年12月改正・施行)に伴い、児童虐待の防止等に関する法律が改正されたことを受け、改めて「子どもを虐待から守る条例」の規定を見直しました。

(保護者の責務)

第八条 保護者は、虐待を決して行ってはならない。

2 保護者は、子どもの人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の子どもの心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

3 保護者は、子どもを虐待から守ることについて理解を深めるとともに、その子どもの心身の健全な育成に努めなければならない。

➤体罰禁止が法定化され、「体罰」を容認する意識は減りつつあるものの、「しつけ」と称した不適切な行為に対する社会的な認識がまだ十分ではなく、改めて保護者だけでなく、地域住民や、保育園、学校関係者など、子どもを取り巻く全ての大人が共通認識を持ち、社会的な土壌をさらに醸成する必要があります。

<具体的な取組>

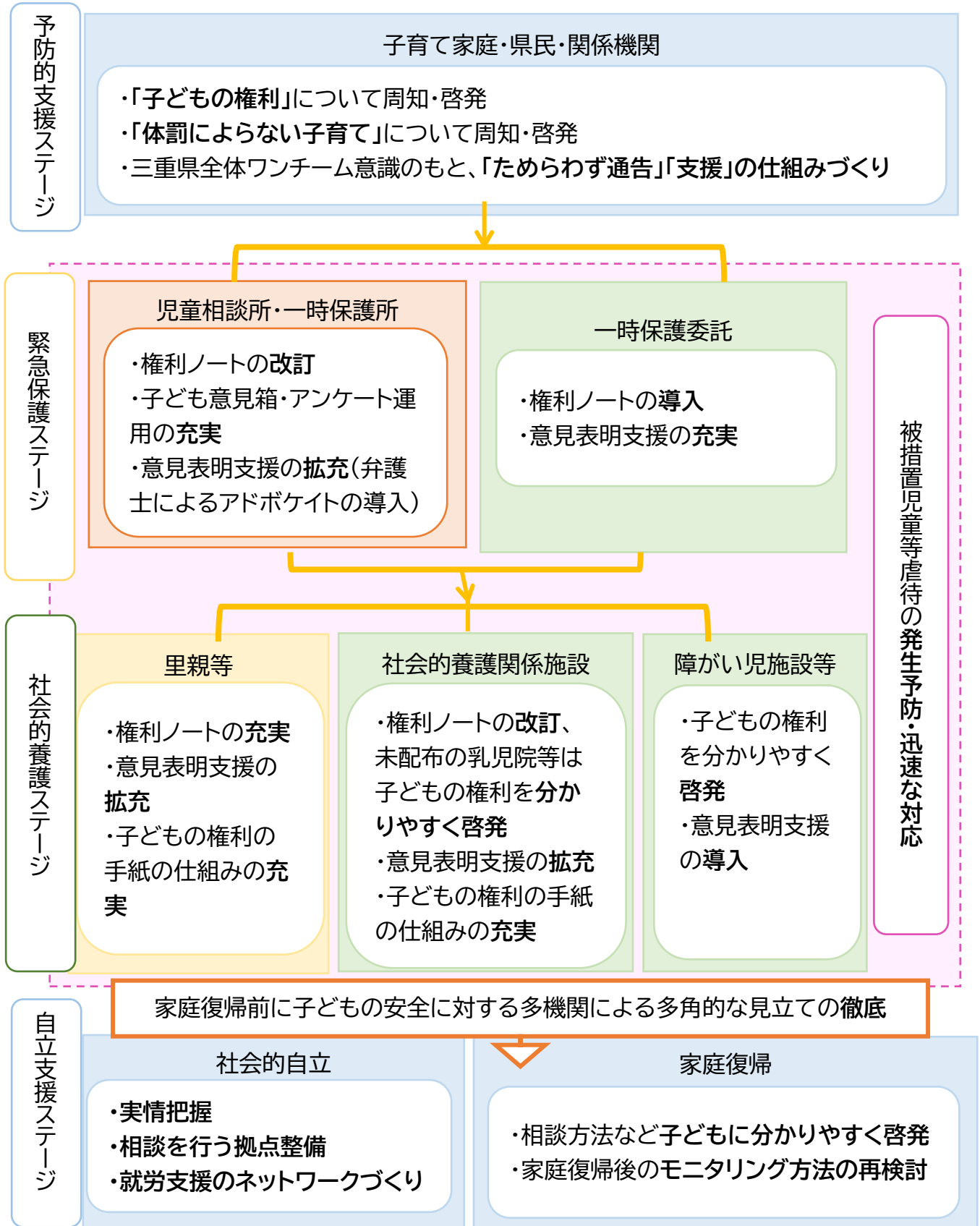
(取組) 子どもの権利の普及・啓発

子ども条例の内容や子どもの権利について、大人も子どもも分かりやすく学べるパンフレットを多言語で作成し、啓発に取り組みます。なお、子ども向けパンフレットの作成には子どもが参画し、その意見を反映するとともに、作成過程を情報発信することで啓発効果を高めます。

(取組) 「体罰によらない子育て」の周知・啓発

体罰が子どもの心身の成長・発達に悪影響であることや肯定的な言葉で具体的に伝える方法などを周知するとともに、保護者が孤立しないよう、子育て支援サービスや相談の利用を改めて周知・啓発します。

【参考】子どもの権利擁護に関する新たな取組体系図



(2) 通告の徹底や支援の仕組みづくり

<これまでの取組>

○県では、平成16年に児童虐待についての初めての都道府県条例として「子どもを虐待から守る条例」を制定しました。子どもの生命を守ること・安全確保を最優先に考え、当時の児童虐待の防止等に関する法律が通告対象を「虐待を受けた児童」としていたのに比べ、その対象を拡大して「虐待を受けたおそれのある子どもを含む」として、規定しました。

<現状・課題>

○虐待のおそれがある事象を発見した場合には、すぐに市町の児童福祉主管担当部署や児童相談所にためらわず通告することが大切です。特に通告義務のある関係機関においては、早期発見・早期対応が必要です。

○しかし、身近な関係者が通告者となる場合には、虐待事実についての確証がないことや、通告による保護者との関係悪化への不安、通告の実効性や通告による子どもの被害増大への懸念等、保護者を「虐待者」として通告することへの抵抗感が生じることがあります。

➤虐待通告は、子どもも保護者も全ての人を救うための支援の入り口であるということを、改めて認識し、ためらわず通告することを周知徹底することが必要です。

➤通告後も地域での支援が必要となったケースについて、通告は三重県全体のワンチーム支援のスタートと捉え、その後の支援の仕組みも考えていくことが大切です。日常的に子どもと接する機会の多い関係機関等において、子どもや子育て家庭の変化(SOS)に気づくための状況把握や、その後の再発防止のための支援やその仕組みづくりを構築することが必要です。

<具体的な取組>

(取組) **ためらわない通告の徹底、対面による安全確認、支援の仕組みづくり**
より積極的な通告や支援を促進し、子どもの権利擁護を図るため、教育や保育等の関係機関職員、市町とともに、三重県全体でワンチームの意識のもと、子どもや子育て家庭の変化(SOS)に気づき、通告やその後の支援の仕組みづくり等について検討します。

<未然防止>

(3) 妊娠期から子育て家庭への切れ目のない支援

地域における子育ての理解・協力及び支援の推進

<これまでの取組>

○企業・団体等さまざまな主体が参加する「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携して、子どもの育ち・子育て家庭を応援する活動を行う会員の相互支援の取組について検討を進めるなど、地域全体で子育て家庭を応援する気運を高める取組を進めています。

○企業等の協力を得て、18歳未満の子どもがいる世帯及び妊娠中の方がいる世帯に対し、県内のスーパーマーケットや飲食店などの協賛店で割引やサービス等の特典が受けられる子育て家庭応援クーポンの普及に取り組んでいます。

子育て家庭応援クーポンへの協賛店舗数 2,504 店舗(令和7年3月31日現在)

○家庭教育を応援する取組

市町やPTA安全互助会と連携して、妊娠期から学齢期の子を持つ保護者同士が子育てに関するさまざまな悩みや思いを語り合い、その中で気づきを得たり学んだりすることができるワークショップを開催し、保護者同士のつながり作りに取り組んでいます。

○ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、「育児の援助を受けたい方」(依頼会員)と「育児の援助を行いたい方」(提供会員)が会員となって、地域における子育てを支援する相互援助の会員組織です。仕事と家庭の両立支援及び地域の子育て支援を目的として、ファミリー・サポート・センター事業を実施する市町に対して補助を行っています。

○子育て支援センター

子育て支援センターは、地域において子育て中の親と子が交流を行う場で、県内全市町に設置されています。この場を利用して子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点事業を実施する市町に対して補助を行っています。

○乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)は、市町が生後4か月を迎えるまでの乳児のいる家庭を全て訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行う事業で、県内全市町が実施しており、市町に対して事業費の補助を行っています。

○養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、市町が支援の必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うなど、適切なサービス提供につなげる事業で、県内全市町が実施しており、市町に対して事業費の補助を行っています。

○市町の放課後児童対策に対する支援

放課後児童クラブの待機児童の解消と、子どもが放課後を安全・安心に過ごすことができる居場所づくりのため、放課後児童クラブの整備や運営の支援を行うとともに、多くの地域住民の参画を得て、放課後等に児童が多様な学習や体験活動等を行えるよう、放課後子ども教室を設置する市町を支援しています。

県内における相談支援体制の整備

(特定妊婦や困難な問題を抱える女性を必要な支援につなげる取組)

○育児不安のある妊産婦や特定妊婦を早期に把握し、必要な支援につなげるため、市町における妊娠届時アンケートの統一や、妊産婦健診の推進、「エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)」や「赤ちゃんへの気持ち質問票」の活用を進めるとともに、母子の心身のケアや育児のサポートを行う産後ケアの充実、母子保健コーディネーターの人材育成など、市町の体制整備に向けた支援の取組を進めています。

○県内のどの地域においても妊産婦やその家族が必要な時に必要なサービスを受けることができる出産・育児支援体制「出産・育児まるっとサポートみえ」による妊産婦への切れ目のない支援に取り組んでいます。

○「こどもほっとダイヤル」

「三重県子ども条例」に規定する「子どもからの相談に対応する窓口」として、平成24年2月から子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」の運営を行っています。人間関係を中心としたさまざまな内容について相談が寄せられていますが、虐待の相談を受けた場合、本人の同意を得た上で児童相談所へ通告するなど、早期対応を図っています。

○「妊娠SOSみえ『妊娠レスキューダイヤル』」

予期せぬ妊娠を契機とした乳幼児への虐待を未然に防止するため、平成24年11月から専用の電話相談窓口「妊娠SOSみえ『妊娠レスキューダイヤル』」の運営を行っています。市町、NPO、医療機関等の関係機関や、DV・性暴力被害等の各種相談窓口と連携した支援を行うとともに、特定妊婦の妊娠判定費用助成や医療機関への受診同行などにより、医療機関への早期受診を促し、必要な支援につなげる取組を進めています。

○若年層の予期しない妊娠に関する相談に対応するため、令和2年6月からSNS相談窓口「三重県 DV・妊娠 SOS・性暴力相談」を開設し、相談に対応しています。

(子育て家庭への支援)

○親子のための相談LINE

児童虐待防止の観点から、子どもや家庭が児童相談所等により相談しやすくなることを目的に、令和5年2月からSNSを活用した全国一元的な相談窓口「親子のための相談 LINE」を開設し、相談に対応しています。

○市町児童相談体制の強化支援

市町への支援に向けて、市町の児童相談体制の課題を把握し、連携の円滑化やケース進行管理の徹底、バックアップ機能の強化を図るためのツールとして策定した「市町児童相談体制(構築)等強化確認票」を活用して、市町との定期協議を実施しています。

また、ケースマネジメント等について助言・指導を必要とする市町に対しては、スーパーバイザー(指導者)を定期的・継続的に派遣し、対応力の向上を支援しています。

<現状・課題>

○児童虐待による死亡事例は0歳児が最も多く、その要因の一つでもある予期しない妊娠等に悩む若年者や家族を支える相談窓口を設置しています。

➤若年女性を中心に貧困、虐待、家庭問題など様々な困難な問題を抱える女性が相談につながるための環境整備が必要です。また、安心・安全に過ごせる一時的な居場所を提供するなどの支援の充実が必要です。

➤価値観やライフスタイルが多様化する中で、子どもや若者が学童期から自分の身体について理解し、家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性に関する科学的根拠に基づいた正しい知識を習得し予防行動がとれるよう、学童期から発達段階に応じた包括的性教育につなげる取組を進める必要があります。

○令和4年児童福祉法改正により、市町においてこれまでの「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」が有してきた児童福祉・母子保健の両機能を一体化した、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務となるなど、児童虐待の発生予防や未然防止における市町の役割は一層重要になっています。

○県は、こども家庭センターの設置促進や運営強化に向けて支援を行っています。開設や運営の支援に向け、市町との定期協議等を通じて助言を行っています。また、「こども家庭センター」の業務マネジメントを担う「統括支援員」を対象とした実務の向上につながる研修や意見交換を実施しています。

○また、同センターの役割の一つであり、令和4年改正児童福祉法の施行に伴い、令和6年度から新たに市町の業務の一つとして求められているサポートプラン作成に関する研修の実施など、市町の児童相談体制のさらなる強化につながる支援に取り組んでいます。

○なお、令和7年10月1日時点で、「こども家庭センター」は24市町に設置されています。

こども家庭センターの設置数（令和7年10月1日現在）
・24 市町設置(29 市町中)
・設置率 82.8%

➤支援を必要とする全ての妊産婦及び子育て家庭の負担、不安、孤立の解消を図るため、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援の提供、民間団体が提供する支援など様々な関係機関との連携が必要です。

<具体的な取組>

(取組) 困難な問題を抱える女性への相談窓口の設置

困難な問題を抱える女性が24時間いつでも相談できるよう、LINE 相談窓口を設置するとともに、SNS 等を活用して相談窓口の周知をします。

(取組) 支援が必要な困難な問題を抱える女性の居場所づくり

民間団体が運営する施設を活用して、支援が必要な人に安心・安全に過ごせる一時的な居場所を提供することで、支援の充実を図ります。

(取組) こども家庭センターの運営強化

県は、市町による「こども家庭センター」の設置を促進するとともに、統括支援員や母子保健コーディネーター等の職員の人材育成や専門性の確保など、妊産婦や子育て家庭への相談体制の強化を支援することにより、早期に出産や子育てへの不安に対応します。

(取組) 関係機関の相談機能の強化

県は、地域のニーズに応じて県内7か所(令和7年4月1日時点)に児童家庭支援センターを設置しています。地域における児童家庭支援センターの機能について周知し、その機能の利用を促進します。

県は、市町がこども家庭センターを整備していく中で、児童家庭支援センターとの連携体制を構築するとともに、地域における児童家庭支援センターの相談機能の充実を図ります。

（取組）市町の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援・取組

県は、市町が実施する家庭支援事業等の必要な事業量や取組状況を把握するとともに、里親、ファミリーホーム、入所施設、児童家庭支援センターについて、子育て短期支援事業等の委託先として、市町との情報共有を進め、顔の見える関係づくりを行なうことにより積極的な活用促進を図ります。

また、県は、市町が実施する家庭支援事業等において、県内の母子生活支援施設を幅広く活用できる可能性があることから、市町と相談しながら、その体制整備や活用促進を図ります。

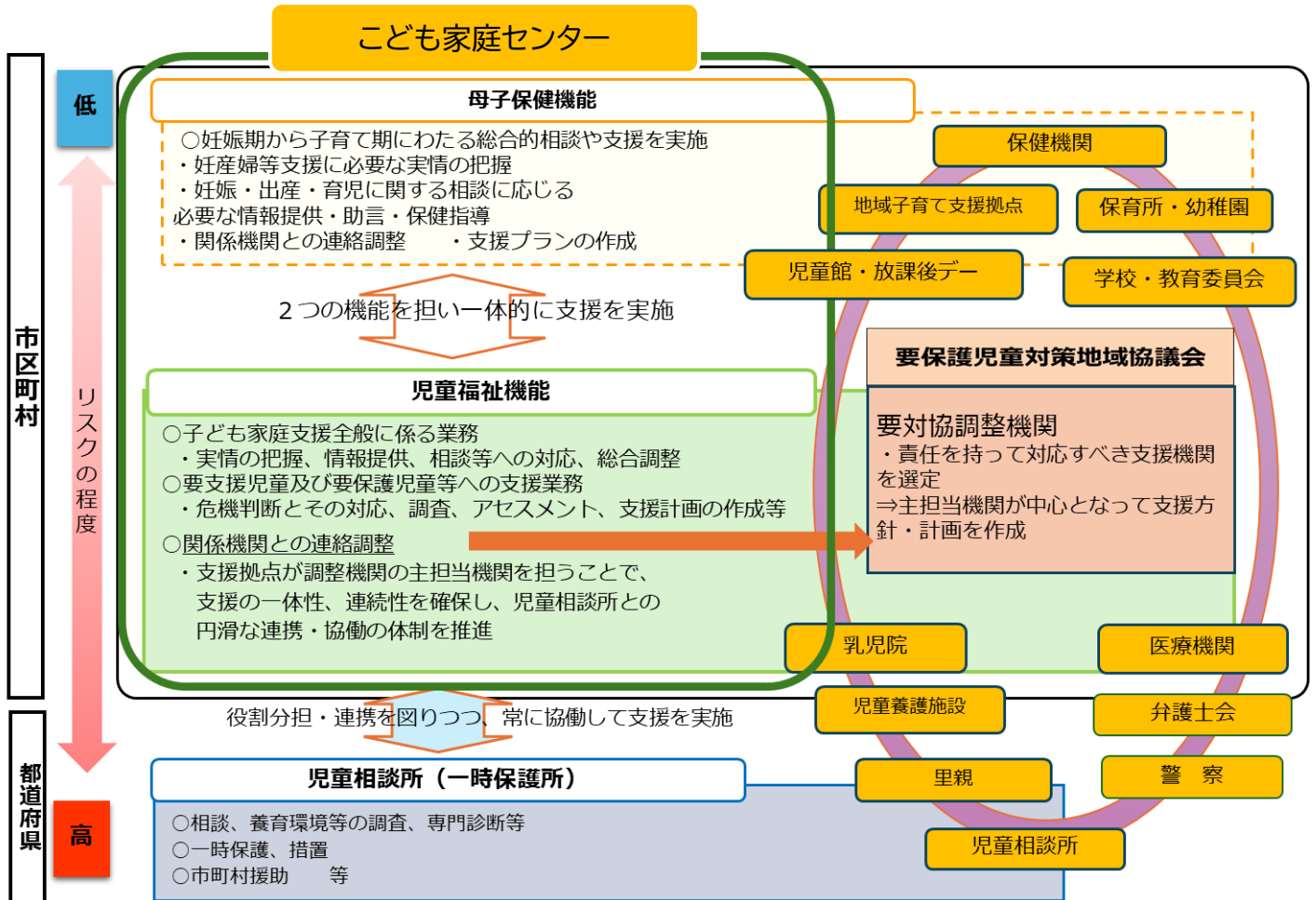
（取組）プレコンセプションケアの啓発

発達段階や年齢に応じた啓発パンフレットを小中高等学校や大学、企業等に配布し、プレコンセプションケアの啓発を実施します。

（取組）子どもへの包括的性教育の推進

学童期から発達段階に応じた包括的性教育につなげる取組を進めます。

【参考】



(4) 虐待予防のための子どもの安全確認の強化

<これまでの取組>

○乳幼児健診は子どもの健康及び虐待予防の観点からも重要な役割を果たしています。市町においては、受診勧奨や未受診者のフォローが実施されています。

<現状・課題>

○改正子どもを虐待から守る条例では、乳幼児健診未受診などがあり、かつ市町において子どもの安全確認ができない場合は、児童相談所との連携や送致について新たに規定を追加しています。

第十一条（妊産婦及び子育て家庭への支援による未然防止の取組） 抜粋

6 市町は、母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第十二条第一項及び第十三条第一項の規定による乳児若しくは幼児に対する健康診査を受診しておらず、かつ、当該乳児若しくは幼児の安全の確認ができない場合又は市町が設置する要保護児童対策地域協議会において、要保護児童の安全の確認ができない場合には、児童福祉法第十条第二項の規定により、児童相談所に技術的援助及び助言を求めるものとする。

7 市町は、前項の規定により、技術的援助及び助言を受けた後も、子どもの安全の確認ができない場合は、法第八条第一項第二号の規定により、児童相談所長(知事からの権限の委任を受けた場合を含む。以下同じ。)に通知するものとする。

➤母子保健施策を通じた児童虐待防止対策を推進するため、妊娠の届出や健診等のさまざまな機会を通じて、悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し、切れ目のない支援に取り組むとともに、児童福祉との連携による包括的な支援の充実を図る必要があります。

➤医療機関の未受診など、妊娠・周産期の課題がある子どもの安全確認及び状況把握が必要です。乳幼児健診未受診であり、未就園、不就学等の状況により、市町や関係機関等において子どもの安全確認が行えない場合には、児童相談所に技術援助依頼または送致を行うなど、安全確認を徹底することが必要です。

<具体的な取組>

(取組) 乳幼児健診等が未受診の子どもの安全確認の徹底

乳幼児健診等が未受診の子どもの安全確認ができない場合には、児童相談所との連携や送致について市町に対し周知徹底します。

<早期発見・早期対応>

(5)虐待のおそれのある子どもの安全確認・安全確保の強化

<これまでの取組>

○改正前の子どもを虐待から守る条例においては、通告のあった子どもについて、「必要があると認めるときは当該子どもとの面会、面談等の方法により当該子どもの安全を確認しなければならない」とされていました。

○改正子どもを虐待から守る条例においては、通告のあった子どもの安全確認については、市町及び関係機関等と連携し、「対面による安全確認」を基本とすることを明記しました。

<現状・課題>

○児童相談所と警察による児童虐待対応強化のため、児童相談所が警察に援助要請をして行う立入調査や臨検・搜索について、実際の対応をふまえた具体的事例を想定してのロールプレイ方式、また、模擬家屋を活用した実践的な合同研修を行っています。

➤子どもの安全確認や安全確保をするには、児童相談所のみの対応では困難であり、市町及び警察等の関係機関が連携し、子どもや家庭の状況変化に応じた情報共有や役割連携が必要です。

➤立入調査や臨検・搜索の実施件数は少ないものの、児童相談所職員の正確な知識と適切な対応能力の習得が必要です。

<具体的な取組>

(取組) 市町及び警察等関係機関と連携した児童相談体制の強化

児童相談所、市町、警察等関係機関と合同の研修を実施し、県内の児童相談体制の強化及び対応力を向上します。

(取組) 動画を活用した研修の充実

児童相談所職員の立入調査及び臨検・搜索の、適法性と実効性を伴う職員の実践的な対応能力を向上させるため、研修動画を活用した研修を実施します。

(通告等に係る対応)

第十二条 児童相談所長は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告があった場合には、直ちに、当該虐待に係る調査(当該子どもの養育に一定の関与があると認められる者の調査を含む。)を行い、対面により当該子どもの安全を確認しなければならない。家庭その他から虐待を受けたと思われる子どもに係る相談があった場合についても、同様とする。ただし、市町又は関係機関等が対面により、当該子どもの安全を確認した場合は、この限りでない。

2 児童相談所長は、前項の規定により、調査及び子どもの安全を確認するに当たっては、通告の内容及び調査により、子どもの生命若しくは身体に重大な危険が生じるおそれ又は子どもの心身の発達に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、警察と十分な連携を図らなければならない。

3 第一項の虐待を受けたと思われる子どもの保護者及び当該子どもの養育に一定の関与があると認められる者は、同項の規定による安全の確認に協力しなければならない。

4 第一項の通告を受けた児童相談所長は、当該子どもの安全確認を最優先に対応し、その安全確保のため必要があると認める場合は、ためらわずに当該子どもの一時保護(法第八条第二項第一号の規定による一時保護をいう。以下同じ。)を行い、又は適当な者に委託して当該一時保護を行わせるものとする。

5 児童相談所長は、一時保護、法第八条の二第一項の規定による出頭要求等、法第九条第一項の規定による立入調査等及び臨検等(法第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索及び同条第二項の規定による調査又は質問をいう。)について権限を行使する必要がある場合は、必要に応じ、関係機関等の協力を得て、速やかに当該権限を行使しなければならない。

6 児童相談所長は、第一項の規定により安全を確認しようとする場合、第四項の規定により一時保護を行おうとし、若しくは行わせようとする場合又は前項の規定により権限を行使しようとする場合には、法第十条第一項の規定により当該子どもの住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

7 児童相談所長は、前項の規定による援助を求める場合は、子どもの安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、法第十条第二項の規定により必要に応じ迅速かつ適切にこれを行わなければならない。

(6)子どもを守る地域ネットワークづくり

<これまでの主な取組>

市町の要保護児童対策地域協議会の運営強化への支援

○要保護児童対策地域協議会(要対協)とは、児童福祉法第25条の2に規定されている「子どもを守る地域ネットワーク」であり、児童虐待にとどまらず、保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及び保護者のない児童等保護が必要な児童、養育支援が必要な児童や出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、関係する複数の機関で援助を行うため、市町設置が努力義務とされており、県内全市町に設置されています。構成員は、児童福祉関係、保健医療関係、教育委員会、警察・司法関係等となっています。

○市町要対協実務者会議に出席し、運営についての課題や好事例等の情報収集を行い、他市町への横展開を図るなどの市町支援を行っています。

○市町要対協の運営体制の強化を図るため、専門的知識を有するアドバイザーの派遣を行うとともに、さらなる運営力向上につながる研修を市町職員等向けに開催しています。

○また、市町要対協の円滑な運営を支援し、広域的な課題に対応すること等を目的に、三重県要保護児童対策協議会を設置しており、要保護児童等に関する情報共有や意見交換を行っています。

<現状・課題>

○要対協を中心に、市町、警察、学校、医療機関等との連携強化を進め、特定妊婦や要支援家庭等を早期に把握し、必要な支援が行われるよう、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めています。

➤市町の要対協において、状況の変化の把握や適切な支援や情報共有や役割連携を行う実質的な運営強化に向けた支援が課題となっています。

➤子どもの安全確認・安全確保をするには、関係機関が連携し、子どもや家庭の状況変化に応じた情報共有や役割連携が必要です。

○三重県児童虐待死亡事例等検証委員会報告書(2023 年津事例)をふまえ、「体制づくり」「関係機関との連携」「人材育成(研修)」の3つを柱に再発防止に向けた取組を充実させることが必要であり、特に母子保健分野においては「周産期における虐待のリスクの多角的な見立てと要支援妊婦(特定妊婦)への実質的な相談・支援体制の充実」が求められています。

➤市町の要対協の調整機関や運営を担うこども家庭センターにおいて、特定妊婦、要支援児童、要保護児童のさらなる早期発見・早期対応に向けた支援が必要です。

<具体的な取組>

(取組) 市町の要保護児童対策地域協議会(要対協)の運営強化の支援

市町の要対協の運営を強化するため、市町と児童相談所との円滑な支援内容の協議、役割連携、虐待進行管理のあり方等について検討して見直します。

(取組) 特定妊婦、要支援児童、要保護児童の早期発見・早期対応

市町の要保護児童対策地域協議会の調整機関や運営を担う、こども家庭センターの現場対応力を向上するため、引き続き、助言を行うアドバイザーの派遣や、スキルアップにつながる研修を実施します。

(取組) 障がい児やその家庭への支援の充実

障がいや疾患の早期発見・早期対応及び障がい児への適切な支援を行うとともに、福祉、保健、医療との連携が欠かせない発達障がい児等や、医療的ケアを必要とする障がい児とその家庭への支援を充実します。

(取組) 虐待を背景とする子どもの複雑な問題行動への支援の強化

地域の非行・青少年の健全育成を支援する三重法務少年サポートセンターと連携し、虐待を背景とする要支援児童等の複雑な「問題行動」「非行行動」について、市町の要保護児童対策地域協議会へアドバイザーを派遣し、対応力の向上を図ります。

<保護及び支援>

(7)一時保護をした子ども等の権利擁護の推進

<これまでの主な取組>

子どもや支援者に対する権利の啓発

○児童養護施設入所児童や里親・ファミリーホーム委託児童を対象に、子どもが自らの権利を知ることができるよう子どもの権利ノートを配付するとともに、児童養護施設入所児童と里親・ファミリーホーム委託児童及び児童自立支援施設入所児童を対象とした「子どもの権利擁護手紙」のセットを配布し、子どもが権利の主体であることや、守られる権利等について伝えています。

○子どもの権利擁護プログラムである「CAP(Child Assault Prevention)等プログラム」研修を、児童福祉施設職員等を対象に開催し、CAP等プログラムを児童養護施設等で実施しています。

○子どもの権利擁護を推進し、子どもの福祉に携わる者のアドボカシーの意識を高めるため、児童相談所や児童養護施設、ファミリーホーム、市町等の職員に対し、アドボカシー研修を開催しています。

○児童相談所における一時保護児童には、一時保護施設内に「意見箱」を設置し、中央児童相談所が集約し、子どもの意見表明や意見実現に向けて、各担当や担当部署と調整を図っています。

意見表明等支援事業の実施

○令和4年の児童福祉法改正(令和6年施行)では、里親委託、施設入所等の措置や一時保護の決定時等の意見聴取等措置が法定化されるとともに、児童相談所等から独立した第三者から子どもの意見表明等を支援する意見表明等支援事業が創設されました。また、社会的養護が必要な子どもの権利擁護に係る環境整備が都道府県の業務に位置付けられました。

○本県は、令和4年度より、児童相談所の一時保護施設に、希望する子どもとの面談を通じて、子どもの意見形成や意見表明を支援するアドボケイト(意見表明等支援員)を導入し、児童養護施設等へも導入先を拡充しています。

○事業の実施にあたっては、児童相談所等からの独立性を担保するため、民間の事業者へ委託して、アドボケイト派遣活動を行うとともに、アドボケイト養成のための基礎講座の実施や、子どもの権利やアドボケイトについての周知・啓発を行っています。

○子どもの意見聴取等の仕組みを整備するため、アドボケイト（意見表明等支援員）を一時保護所や一時保護専用施設、児童養護施設、ファミリーホーム等に派遣し、子どもへの個別面談や意見表明などの支援を行っています。

<現状・課題>

➢一時保護児童や施設入所児童、里親委託児童等の全ての子どもが意見表明等支援事業を利用できる体制を整えるためには、効果的な意見表明等支援の方法や十分なアドボケイトの養成、運用体制等、導入先の拡大に向けた検討が必要です。

➢子どもが児童相談所の意見聴取等措置を含め、意見表明をできているか、意見表明を支援するための制度を知っているか等の、意見表明等支援の実施方法について、継続的に検証することが必要です。

<具体的な取組>

（取組）一時保護所等の暮らしの中で「子どもの権利」の理解促進

子ども自身が一時保護所や施設等の暮らしの中で「子どもの権利」をより理解を深められるよう子どもの権利ノートを改訂します。

子どもの権利ノートの配布対象となっていない乳児院、児童養護施設の幼児、障がい児施設等の入所児童に対して、分かりやすい子どもの権利の啓発及び相談方法について検討します。

（取組）保護や措置の状況に応じた意見表明等支援の拡充

・子どものニーズの多様性をふまえ、保護や措置の状況に応じた適切かつ効果的な支援方法の拡充（弁護士等の法曹専門職によるアドボケイトの導入等）

・社会的養護の子どもに必要なアドボケイト（意見表明等支援員）の担い手の養成や、効果的な実施方法を検討します。

(取組)意見表明等支援事業を検証する仕組みの構築

子どもへのアンケート調査を通じて、子どもの権利の理解度、意見表明等支援についての満足度等を把握し、子どもの希望や状況に応じた効果的な意見表明等支援について、試行・検証を実施します。

被措置児童等虐待の発生予防・迅速な対応

＜これまでの主な取組＞

○被措置児童等虐待の状況

年度	R2	R3	R4	R5	R6
通告 件数	3	6	3	9	4
調査 件数	3	6	3	7	6
発生 件数	0	3	0	2	2
施設等 種別		社会的養護関係施設 1 障がい児施設等 1 里親等 1		一時保護施設等 1 障がい児施設等 1	社会的養護関係施設 1 障がい児施設等 1

※令和5年度通告件数のうち2件は令和6年度に調査を実施しています。

※施設等の種別について

里親等	小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)及び里親
社会的養護関係施設	乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設
障がい児施設等	障がい児入所施設及び指定発達支援医療機関
一時保護施設等	児童相談所が設置する児童を一時保護する施設等

<現状・課題>

○里親や社会的養護関係施設に入所している子どもは、家庭での虐待の影響により、人間関係を築くことの難しさ、激しい怒りやパニックやなど感情の不安定さ、トラウマや発達的な課題といった精神的・発達的な問題など、行動や対人関係において長期的なさまざまな支援・治療が必要なほど、大きなダメージを受けていることがあります。

○そういったダメージを受けている子どもたちの代替養育は容易なことではなく、養育に困難が生じやすい状況であることを理解することが大切です。また、養育者が問題を抱え込まないよう、組織的に対応することが必要です。

○里親等の家庭では、組織的な対応が難しいことから、里親支援センター、フォスタリング機関(事業)など里親等を支援する関係機関とのつながりを強化し、相談や支援を受けられる体制を構築することが重要です。

○令和7年4月の児童福祉法改正(令和7年10月1日施行)により、職員による虐待の通報義務対象が拡大され、社会的養護関係においては、下記の事業も職員による虐待の通報義務の対象となりました。

社会的養護関係 対象事業	児童自立生活援助事業、意見表明等支援事業、子育て短期支援事業(社会的養護関係施設を利用した場合)
-----------------	--

➤新しい対象事業を含め、通告があった際には、速やかな対応が行える実施体制の構築が必要です。

(取組)被措置児童等虐待の発生予防、調査等の実施体制を構築

- ・子どものケアにあたる施設担当者が一人で問題を抱え込まないよう、施設研修を充実します。
- ・里親等の家庭については、継続的な支援や心理的サポートができる実施体制を充実します。
- ・被措置児童等虐待の事案を引き続き適切に把握するとともに、被害を受けたおそれのある子どもの権利擁護等のため、適切かつ速やかに調査ができる実施体制を構築します。

(8)一時保護をした子ども等への支援強化

<これまでの主な取り組み>

一時保護所の設備及び運営について

○児童福祉法に位置づけられている一時保護施設について、これまでは「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)」に規定する児童養護施設の基準が準用されてきました。

○令和4年児童福祉法改正において、一時保護所の設備や運営に関して初めてとなる国の基準が令和6年4月に施行され、本県においても令和7年3月に「三重県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」が施行されました。

○北勢児童相談所の相談棟及び一時保護所は昭和62年に建築し、一時保護所においては、子どもの居室は全て畳4人部屋でした。平成19年に一時保護所を増築し、男子棟・女子棟に分かれ、2人部屋や感染症対策のためバストイレを設置した個室等を設置しました。

○中央児童相談所の相談棟及び一時保護所は平成2年に建築し、一時保護所においては、平成24年に一時保護所を増築し、男女共同のリビングダイニングを中心に、男子の居室、女子・幼児の居室の棟が分かれています。2人部屋や感染症対策のため、バストイレを設置した個室等を設置しました。

<現状・課題>

○一時保護施設の条例に基づいて、職員の体制の確保や子どもの居室の個室化等、一時保護施設の設備と運営の基準を満たす体制及び施設整備が必要です。

➤令和7年度に、北勢児童相談所の一時保護所の第三者評価を受審しました。おおむね3年に1回、児童相談所や一時保護所の第三者評価を計画的に受審していく必要があります。

➤さらなる体制の強化、専門性の向上に向けて、第三者評価機関より提言を受けた課題の改善への取組を進めていく必要があります。

<具体的な取組>

(取組)一時保護児童が心身ともに安心できる体制整備

【ハード面の充実】

・居室の個室化やきょうだい部屋等の整備

【人員体制などソフト面の充実】

・一時保護施設において、要保護児童の保護に係る対応を迅速に行うことができるよう人員体制を強化します。

・感染症発生等における緊急時に対応するため、看護師等の専門職の緊急配備体制の構築を検討します。

ケアニーズの高い子どもへの支援について

<これまでの主な取組>

○児童養護施設や児童自立支援施設、里親委託等において、虐待によるトラウマや、愛着障害等の課題等を背景に、暴力や無断外出等の問題行動を起こし、施設不適応になった子どもや、問題行動がみられる在宅指導中の子どもに対し、一時保護による短期入所指導・支援を実施しています。

○虐待を受けた子どものケアには、児童相談所の福祉的なアセスメントだけでなく、児童精神科の医学的な専門性による多角的なアセスメントや、適切な治療や支援が必要なことから、嘱託の精神科医を配置しています。また、入院等の治療が必要な子どもが緊急に受診できるよう、児童の入院病床を持つ精神科病院との連絡会を実施し、体制の整備を行っています。

○県には常勤の児童精神科医を配置し、県内6児相を巡回するとともに、治療・投薬が必要な子どもには、三重県立子ども心身発達医療センターにおいて定期的な診療を行っています。

<現状・課題>

○一時保護児童、里親委託児童、施設入所児童等において、個別的なケアや他害など特別な状況へのケアを必要とする子どもへの対応が必要なケースがあります。

➤ケアニーズの高い子どもが適切なケアを受けられる支援体制の充実が必要です。

(取組)ケアニーズの高い子どもの治療的ケアを行う医療機関との連携体制の構築

児童精神科や入院病床のある医療機関への緊急時の診察や入院の受入れ等、連携体制の構築を進めます。

一時保護児童の学習支援

<これまでの主な取組>

○北勢児童相談所及び中央児童相談所の一時保護所内には学習室を設置し、教員免許を有する学習指導員を配置し、子どもの学年や学力に配慮し、一人ひとりの特性に合わせた個別の学習支援を行っています。

○在籍校とも連携し、テストや夏休み等長期休暇の宿題や教材を用意してもらうなど、円滑な学校復帰を支援しています。

<現状・課題>

修学旅行や受験、テスト等に対応するため、児童相談所の担当者等が登校支援を実施していますが、十分な人員体制の確保が困難な状況にあります。

そのため、より多くの一時保護児童が在籍校への登校ができるよう、小学生、中学生は付き添い職員とともにタクシー利用、高校生には切符代などを支給することにより支援しています。

➤一時保護所から遠方の在籍校やその他子どもの置かれている状況によっては通学が困難な状況があり、対応検討することが必要です。

<具体的な取組>

(取組)一時保護児童のニーズに応じた学習支援

・引き続き、一時保護児童の登校支援を継続するとともに、特別支援学校における実習等に対応するため、実習先への送迎も支援します。

・オンライン授業・教材を活用できる Wi-Fi 環境などを整備し、小学生から高校生まで、また遠方や状況に応じて在籍校への登校が困難な一時保護児童等に対し、幅広く学習する機会が保障されるよう環境を整備します。

(9)一時保護解除時等の子どもの安全確保

<これまでの取組>

○一時保護の目的を達成したときは速やかに一時保護を解除しています。

○一時保護中から、子どもの意向、子どもが家庭復帰するために必要な対応を保護者が十分理解するよう面接、家庭訪問などを通じて、助言指導するとともに、家庭における養育環境の改善や円滑な家庭復帰に向けた支援を行っています。

○一時保護解除を決定したときは、保護者にその旨を速やかに伝え、継続的な支援を行うことができるよう、市町や関係機関等に連絡するなど、必要な措置を講じています。

<現状・課題>

○令和6年に施行された改正児童福祉法により、「一時保護ガイドライン」が改正されました。

➤一時保護から家庭復帰する子どもについて、一時保護解除する場合には、子どもへの意見聴取等措置を実施するとともに、保護者と十分に話し合い、家庭復帰の環境を整えることが必要です。

➤また、市町(こども家庭センター)や関係機関等とも解除の方針について協議し、市町要対協を活用し、家庭内の状況変化等によるリスクを十分に察知し得る方策を取った上で、一時保護解除等を行い、家庭復帰することが必要です。

<具体的な取組>

(取組) 一時保護解除時における多機関による多面的なアセスメントの実施
児童相談所、市町、一時保護委託先等とワンチームとなり、一時保護解除前において、子ども及び家庭に対する多角的なアセスメントを行い、家庭復帰後の支援のあり方などの確認、安全確保の措置を徹底します。

（取組） 障害児入所支援施設における地域生活への円滑な移行

子どもへの必要なケアが十分行われるよう家庭への相談援助や養育力の向上を支援します。

（10）社会的養護経験者の自立支援の強化

＜これまでの取組＞

○児童養護施設等の退所者の円滑な自立を支援するため、就職や進学に係る家賃相当額や生活費の自立支援資金貸付を行っています。

○児童養護施設の入所措置や里親等の委託が解除された者等のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な者に対しては、引き続き児童自立生活援助事業所において支援を行っています（令和4年改正児童福祉法により年齢制限の撤廃と支援実施場所が拡充されたことで、施設や里親、ファミリーホームで措置解除後も引き続き支援を受けることが可能となりました）。

○自立支援コーディネーターを配置し、児童養護施設等の退所予定者に対して支援計画を作成し、退所後の就労や生活支援につなげ、切れ目のない支援体制を整備しています。

＜現状・課題＞

○社会的養護経験者の中には、経済的にも精神的にも自立することに課題を抱えた子どももいます。

➤県では、施設の退所後あるいは里親委託の措置解除後、子どもがどのような道を進んでいるのか、実態を把握できていない状況です。

＜具体的な取組＞

（取組）施設等を退所後の実態把握

社会的養護経験者等に対し、現在の困り事や必要な支援についてアンケート調査を行い、退所後の状況を把握します。

(取組)アフターケアの環境整備

これまで生活してきた施設等において引き続き自立に向けた支援を受けることができるよう環境を整備します。

(取組)相談支援を行う拠点の設置

子どもが施設退所後や里親の措置解除後、生活がなかなか安定しない、あるいは挫折を感じたときなどの相談支援等を行う拠点を設置します。

(取組)就労支援のネットワークづくり

子どもの自立支援に理解のある企業や NPO 法人等による就労支援のネットワークづくりに取り組みます。

<体制整備>

(11)警察、医療機関との連携体制の強化

<これまでの主な取組>

警察との連携体制の強化

○児童相談所等への警察職員や警察官OBの配置を行い、警察実務の経験に基づく知見による児童虐待対応力の強化や、児童相談所と警察との連絡調整を行い、相互の役割連携の強化を図っています。

○児童相談所と警察による児童虐待対応強化や、児童相談所が警察に援助要請をして行う立入調査や臨検・捜索について、実際の対応をふまえた具体的事例を想定してのロールプレイ方式、また、模擬家屋を活用した実践的な合同研修を行っています(再掲)。

○児童相談所と警察においては、平成29年度から「児童虐待事案に係る情報共有に関する申合せ」により、児童相談所の児童相談記録支援システムを介した児童虐待事案の情報共有を行っています。緊急時は互いに電話連絡により迅速に情報共有を行っています。

<現状・課題>

○児童相談所と警察の間では、重篤な児童虐待事案が発生するなどの緊急時には互いに電話連絡により迅速に情報共有を行っています。

➤児童虐待事案に係る基本情報等を迅速に、視覚的に共有できる体制整備が必要です。

<具体的な取組>

(取組)児童相談所と警察の適切かつ迅速な連携体制の整備

児童相談所と警察が緊急の通告時における情報共有を補強するためのシステムを構築し、連携体制を強化します。

医療機関との連携体制の強化

○虐待を受けた子どものケアには、児童相談所の福祉的なアセスメントだけでなく、児童精神科の医学的な専門性による多角的なアセスメントや治療につなげる必要があることから、嘱託の精神科医を配置しています。また、入院等の治療が必要な子どもが緊急に受診できるよう、児童の入院病床を持つ精神科病院との連絡会を実施し、体制の整備を行っています。(再掲)

<現状・課題>

○一時保護児童、里親委託児童、施設入所児童等において、個別的なケアや他害など特別な状況へのケアを必要とする子どもへの対応が必要なケースがあります。

➤ケアニーズの高い子どもが適切なケアを受けられる支援体制の充実が必要です。(再掲)

<具体的な取組>

(取組)ケアニーズの高い子どもの治療的ケアを行う医療機関との連携体制の構築(再掲)

・児童精神科や入院病床のある医療機関への緊急時の診察や入院の受入れ等、連携体制の構築を進めます。

(12)児童相談所職員等の専門性の向上

<これまでの主な取組>

児童相談所の体制強化

○県の児童虐待相談対応件数は、平成30年以降、年間 2,000 件を超える水準で推移しており、重篤な虐待ケースや精神疾患のある保護者、交際相手や同居人が保護者である複雑な養育状況への対応など、対応力を強化する研修に取り組んでいます。

○「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づき、児童福祉司や児童心理司の増員を図ってきましたが、経験年数が3年未満の職員が、児童福祉司・児童心理司ともに5割強となっており、経験が浅い職員の割合が増加しています。

○児童相談所の法的対応の強化を図るため、弁護士を配置しています。一時保護司法審査制度の導入により、弁護士を増員するとともに、法的事務を支援する人員の配置を進めています。

○児童相談所職員のさらなる人材育成に向け、経験年数や職階に応じた研修の実施などを体系的に整理した「三重県児童相談所職員人材育成計画」を令和7年2月に策定し、計画的・体系的な研修の実施により、専門職の資質の向上を図っています。

<現状・課題>

○「三重県児童相談所職員人材育成計画」により体系的な研修を実施しています。

➤経験年数の浅い職員が半数以上を占めており、高度なアセスメントや複雑な困難ケースへの適切なソーシャルワークなど、職員の専門性の向上が喫緊の課題となっており、指導・教育する職員の配置による OJT(オン・ザ・ジョブ・トレーニング)の充実など、サポート機能の強化が必要です。

➤専門組織としての資質の向上を図るため、児童相談所と一時保護所の第三者評価を計画的に受審し、自らの組織の業務の客観的な質と専門性及び課題の可視化を図るとともに、評価結果を活用して課題を改善し、専門性を向上し続ける仕組みが必要です。

<具体的な取組>

(取組)児童相談所の人員体制・専門性の強化①

「三重県児童相談所職員人材育成計画」に基づく体系的な研修を実施するとともに、指導・教育する職員の配置を進め、経験年数の浅い職員へのきめ細かいサポート体制を充実します。

(取組)児童相談所の人員体制・専門性の強化②

児童相談所と一時保護所の第三者評価を受審し、評価結果を活用し、課題の改善に向けた取組を推進します。

(取組)児童相談所の人員体制・専門性の強化③

弁護士等の法曹専門職によるアドボケイトの導入など、子どもの権利擁護をふまえた児童相談所の援助方針となるよう、専門性の向上を図ります。

(取組)児童相談所の人員体制・専門性の強化④

一時保護所における感染症発生等における緊急時に対応するため、看護師等の専門職の緊急配備できる体制の整備を検討します(再掲)。

市町への伴走型支援

<これまでの主な取組>

○市町児童相談体制の強化支援

市町への支援に向けて、市町の児童相談体制の課題を把握し、連携の円滑化やケース進行管理の徹底、バックアップ機能の強化を図るためのツールとして策定した「市町児童相談体制(構築)等強化確認票」を活用して、市町との定期協議を実施しています。

また、ケースマネジメント等について助言・指導を必要とする市町に対しては、スーパーバイザー(指導者)を定期的・継続的に派遣し、対応力の向上を支援しています(再掲)。

<現状・課題>

○県は、こども家庭センターの設置促進や運営強化に向けて支援を行っています。開設や運営の支援に向け、市町との定期協議等を通じて助言を行っています。また、「こども家庭センター」の業務マネジメントを担う「統括支援員」を対象とした実務の向上につながる研修や意見交換を実施しています(再掲)。

○また、同センターの役割の一つであり、令和4年改正児童福祉法の施行に伴い、令和6年度から新たに市町の業務の一つとして求められているサポートプラン作成に関する研修の実施など、市町の児童相談体制のさらなる強化につながる支援に取り組んでいます(再掲)。

<具体的な取組>

(取組)市町への伴走型支援の継続

- ・市町の研修支援を充実します。
- ・市町への児童相談アドバイザー、スーパーバイザーの派遣を継続します。
- ・市町間の連携を強化するため、「三重県市町児童相談対応情報共有フォーム」の運用による支援を実施します。

(13)子ども虐待防止啓発

<これまでの主な取組>

○「こどもほっとダイヤル」

「三重県子ども条例」に規定する「子どもからの相談に対応する窓口」として、平成 24 年2月から子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」の運営を行っています。人間関係を中心としたさまざまな内容について相談が寄せられています。虐待の相談を受けた場合、必要に応じて児童相談所へ通告するなど、早期対応を図っています。

○親子のための相談LINE(再掲)

児童虐待防止の観点から、子どもや家庭が児童相談所等により相談しやすくなることを目的に、令和5年2月からSNSを活用した全国一元的な相談窓口「親子のための相談 LINE」を開設し、相談に対応しています。

<現状・課題>

○市町、企業等と協働し、オレンジリボンを活用した啓発を実施しています。

➤子どもの権利や相談方法について、子どもの年齢や発達段階に応じて分かりやすく啓発することが必要です。

(取組) 相談方法等について子どもに分かりやすく啓発

子どもの権利や相談方法について、年齢や発達に応じて子どもへの分かりやすさとアクセスのしやすさを検討し実施します。

第5章 計画の総合的・効果的な推進に向けて

(1)推進体制

○福祉、保健、医療、警察などの関係機関で構成する「市町要保護児童対策地域協議会」において、連携を図りながら、計画を推進します。

○児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、一時保護児童等の支援等にあたっては、市町、警察等の関係機関等と連携します。

(2)計画の推進

○本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルに基づき、計画の進捗管理や見直し等を行います。

○PDCAサイクルとして、「子どもを虐待から守る条例」第31条の規定に基づき、毎年、施策の取組状況等を年次報告として取りまとめ、議会に報告し、翌年度の施策の推進につなげます。

○なお、年次報告については、県のホームページで公表します。

●取組の評価指標・関連指標については、最終案にてお示しいたします。